

## 取締役の任期短縮の動き 5

制度調査部  
堀内勇世

### 【要約】

現在、商法上、監査役を置く会社の取締役の任期は2年以内（再任可）とされている。上場会社の中には、任意に取締役の任期を短縮（例えば1年に）する動きも増えてきた。ここでは、その動きを示す資料を提示する。

## 1 . 現行商法上の取締役の任期の規定

監査役を置く会社では、取締役の任期は、現行の商法上、2年以内とされている。ただし、定款に定めれば、任期中の最終決算期に関する定時株主総会の終結まで伸張することができる<sup>(注1)</sup>。

なお、委員会等設置会社の場合には、取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとされている<sup>(注2)</sup>。

(注1) 現行の商法 256 条参照。

(注2) 現行の「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商法特例法）」の 21 条の 6 第 1 項等参照。

## 2 . 取締役の任期短縮の動き

現行の商法上、監査役を置く会社では、取締役の任期は2年以内とされている。

最近、上場会社の中には、任意に取締役の任期を短縮（例えば1年に）する動きがある。その動きを示すデータとして次のようなものがある<sup>(注3)</sup>。

総会時期	取締役の任期短縮の定款変更をした会社数	調査対象会社数
平成 15 年 1 月	2 社	19 社
平成 15 年 2 月	5 社	43 社
平成 15 年 3 月	18 社	154 社
平成 15 年 4 月	3 社	34 社
平成 15 年 5 月	17 社	132 社
平成 15 年 6 月	210 社	2,044 社
平成 15 年 7 月	0 社	9 社
平成 15 年 8 月	4 社	27 社
平成 15 年 9 月	1 社	20 社
平成 15 年 10 月	1 社	5 社
平成 15 年 11 月	5 社	20 社
平成 15 年 12 月	4 社	40 社
平成 16 年 1 月	1 社	20 社
平成 16 年 2 月	2 社	42 社
平成 16 年 3 月	11 社	147 社
平成 16 年 4 月	3 社	32 社
平成 16 年 5 月	8 社	131 社
平成 16 年 6 月	131 社	2,039 社
平成 16 年 7 月	0 社	9 社
平成 16 年 8 月	1 社	34 社
平成 16 年 9 月	0 社	24 社
平成 16 年 10 月	0 社	6 社
平成 16 年 11 月	0 社	18 社
平成 16 年 12 月	1 社	46 社
平成 17 年 1 月	0 社	23 社
平成 17 年 2 月	0 社	41 社
平成 17 年 3 月	6 社	157 社
平成 17 年 4 月	0 社	30 社
平成 17 年 5 月	7 社	137 社
平成 17 年 6 月	105 社	2,050 社
平成 17 年 7 月	0 社	9 社
平成 17 年 8 月	1 社	36 社
平成 17 年 9 月	1 社	27 社
平成 17 年 10 月	1 社	6 社

平成 17 年 11 月	1 社	19 社
--------------	-----	------

(出所)「資料版 / 商事法務」No.227 (2003 年 2 月号) ~ No.261 (2005 年 12 月号) より、大和総研制度調査部作成。

(注 3) 平成 12 年 6 月総会から平成 14 年 12 月総会については、次のレポート参照。  
・「取締役の任期短縮の動き 3」(堀内勇世、2003.8.11 作成)

### 3 . 【参考】会社法上の取締役の任期の規定

平成 18 年 5 月に「会社法」が施行される見通しである。

この会社法では取締役に任期は、概ね次のように規定されている<sup>(注4)</sup>。

原則、2 年以内<sup>(注5)</sup>

公開会社<sup>(注6)</sup>でない会社は定款で 10 年まで伸長可

委員会設置会社<sup>(注7)</sup>、配当等の分配権限を取締役に定款授権した会社は 1 年

(注 4) 会社法 332 条、459 条参照。

(注 5) 正確には次のように記載されている(会社法 332 条 1 項)。

取締役の任期は、選任後二年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、定款又は株主総会の決議によって、その任期を短縮することを妨げない。

(注 6) 会社法でいう「公開会社」とは、その発行する全部又は一部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社のことである(会社法 2 条 5 号)。つまり、譲渡制限のない株式が存在する株式会社のことである。

(注 7) 会社法でいう「委員会設置会社」とは、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社のことである(会社法 2 条 12 号)。現行の「委員会等設置会社」に相当するものである。